

中部大学春日丘高等学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、教員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を特定の教員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

学校は、生徒が教員や周囲の友人と信頼できる関係のなかで、安心・安全に生活できる場であることが大切である。そのためには、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることのできる学校づくりに取り組まなければならない。

実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動を通して人間的に成長できる取組の充実を図り、万一いじめの事実を掌握した場合は、いじめ防止基本方針に則り迅速かつ適切に対応する。

(1) いじめの定義

いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）

- ①一定の人間関係のある者から
- ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
- ③心身の苦痛を感じているもの
- ④個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている生徒の立場に立つて行う。

(2) 「いじめ」の今日的な特質

「いじめ」が、一定の人間関係をもつ仲間集団の中で起こっている。

→ 外からは仲良し集団にしか見えない

- ・ 加害者：「いじめ」ではなく、「いじり」という感覚で行われ（いじめの偽装、隠蔽）
- ・ 被害者：いじめられることによって、集団に所属することができる（共依存関係の「いじめ」）
- ・ 集団の中では、いじめる対象を定期的に入れ替える「回し」がある（立場の逆転現象）

(3) 「いじめ」と学校の責任

- ①学校の一般的注意義務：生命、身体が害されないように注意する
- ②いじめの本質を理解する義務：いじめの本質や特徴について理解し、防止に生かす
- ③生徒の動静把握義務：動静を把握していじめの発見に努める→観察の重要性
- ④全容解明努力義務：いじめの全容を正確に把握する
- ⑤いじめ防止措置義務
- ⑥保護者への報告・協議義務

2 いじめ防止対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ防止対策委員会（教育相談部会）」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、副校長、教頭、校長補佐、生徒指導部主任、教務・情報部主任、コース主任、学年主任、学年主任補佐、スクールカウンセラー、教育相談係、養護教諭、該当教諭特別支援教育コーディネーター

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定する。指導・支援チームが、被害者・加害生徒等への支援・指導を行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割や機能等

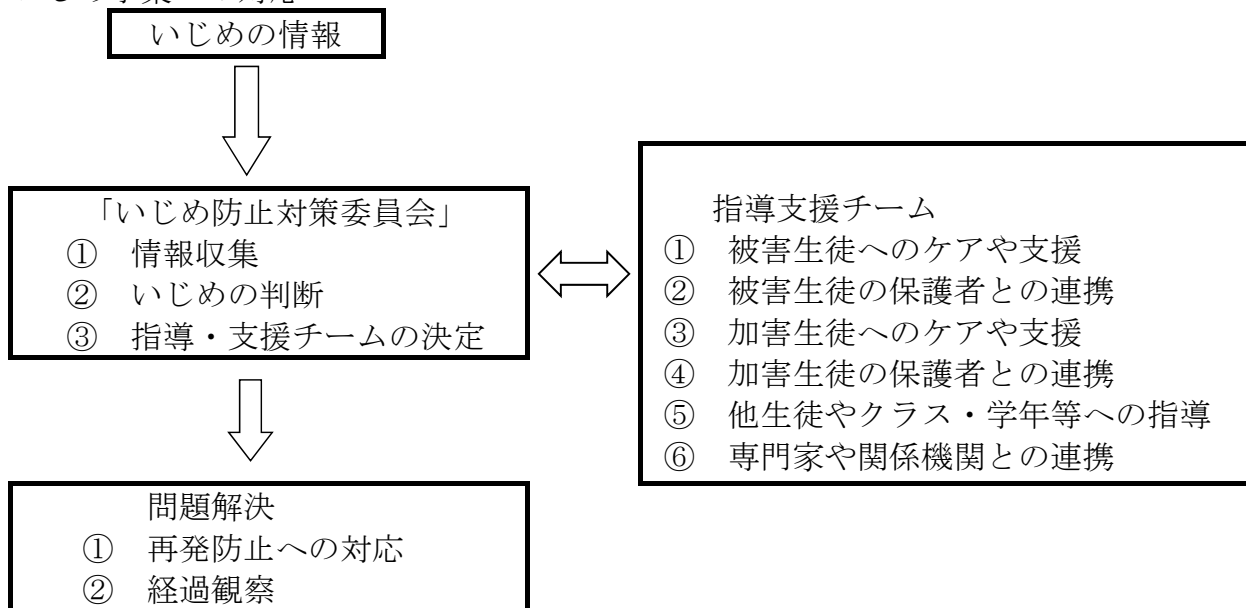
ア 教員への共通理解と意識啓発

- ・ 4月の職員会議にて「学校いじめ防止基本方針」の周知、確認を行う。
- ・ 現職研修において「いじめ」に関する校内研修を実施する。（事例研究、講話等）
- ・ いじめ対策委員会で検討した内容を職員会議等で報告する。

イ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ等に掲載する。

ウ いじめ事案への対応



3 いじめの未然防止の取組

(1) 人権教育、道徳教育の充実

いじめは人権侵害であるという意識を高める。

規範意識の醸成を図り、居心地のよい学習環境づくりに努める。

(2) 授業の充実

分かる授業（授業改善）を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る。

(3) 情報モラル教育の充実

ネットの活用等の効用について指導を徹底する。

(4) HR活動の充実

- ・朝のST等において、生徒の行動を観察し生徒理解に努める。
- ・自己肯定感、自己存在感、自己有用感を高められる場面や困難な状況乗り越えられるような体験ができる機会を積極的に設ける。

(5) 現職研修の充実

教職員のいじめに対する共通理解と適切に対応できる力の向上を図る。

(6) 教員の言動がいじめを助長することがないように指導を徹底

(7) 教師の体罰禁止の徹底

教師も人権意識をさらに高め、生徒の範となる。

4 いじめに対する早期発見の取組

- (1) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 定期的な「いじめアンケート」の実施
- (3) 「いじめ」に対する認識と人権感覚にチェック
 - ・生徒は「SOS」を発していないか
 - ・「いじめられキャラ」と軽く考えていないか
 - ・形式的な対応になっていないか
- (4) 休み時間や放課後の生徒との雑談や日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- (5) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、また電話相談窓口について周知する等、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (6) 保健室前の「相談ポツ」を積極的に利用するよう呼びかける。
- (7) 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するように定期的に部会や係会を開催する。

5 いじめに対する早期対応の取組

- (1) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (2) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）。
- (3) 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (5) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (6) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (7) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (8) 家庭訪問（加害側、被害側とも 学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。